

## 役員及び評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人いなりやま福祉会

### (目的及び意義)

第1条 この規定は、社会福祉法人いなりやま福祉会（以下「法人」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費及び手数料等の経費をいい、報酬とは区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては報酬等は支給しない。

- (1) 常勤の理事報酬
- (2) 非常勤の役員報酬
- (3) 評議員報酬

### (報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表1に定める額
- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表2に定める額とする。
- 3 評議員会に対する報酬の額は別表3に定める額とする。
- 4 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合の報酬の額は別表4に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次に定める時期とする。

(1) 報酬 毎月25日

2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

(費用)

第6条 役員等が職務の遂行に当たって費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

別表1

役職名	報酬の額
理事長	月額 120,000円

別表2

理事・監事の報酬	報酬の額
理事会等会議への出席	5,000円

別表3

評議員の報酬	報酬の額
評議員会への出席	5,000円

別表4

監事の報酬	報酬の額
監査等	10,000円

附則 この規程は、令和元年6月19日から施行し、平成29年6月9日より適用する。